

2018年8月15日

大阪府中河内府税事務所
所長 鎌倉 功 様

自治労大阪府職員労働組合
税務支部中河内分会
分会長 上田 利廣

職場環境整備等の要求書

中河内府税事務所に勤務する職員の健康管理と福利厚生の充実を図り、健康で安心して働く明るい職場づくりのため、分会組合員の総意に基づき下記のことを速やかに実現することを要求する。

記

1、職員の健康管理の観点から

冷暖房運転・換気操作については、職員の健康に留意して行い、年間を通じて各階執務室を適温に保つよう弾力的に行うこと。特に、近年の酷暑・極寒に対応するよう運転期間の延長及び時間を勤務時間終了まで延長すること。

2、労働安全衛生の観点から

- ① 職員の健康管理体制の充実を図るため、安全衛生委員会の機能を強化し、快適な職場環境を確保すること。
- ② エレベーターを設置すること。
- ③ ブラインドの点検・整備を行うこと。また、窓ガラスに断熱フィルムを貼ること。
- ④ 床面にカーペットを敷くこと。当面は床面の補修を行うこと。
- ⑤ 開かない窓を解消すること。
- ⑥ 庁舎の点検・整備を行うこと。

3、要望事項

- ① 管理運営事項において、労働条件にかかわる事項については分会へ情報提供を行うこと。
- ② 事務所の内側壁面の塗装が剥がれているため、早急に適正な補修を行うこと。
- ③ 人間ドックの受診希望者全員が受診できるよう、受診枠を拡大すること。また、55セルフドックについては職免対応を検討すること。
- ④ 庁用車運転にかかわる交通事故については分限条例を改正し身分保障を図るとともに、求償権を放

棄すること。

- ⑤ ドライブレコーダー・バックモニターの取り付け、カーナビの更新を行うこと。
- ⑥ 電話をナンバーディスプレイ及び録音機能を備えた機器に更新すること。
- ⑦ 自転車の整備・点検・買い替えを行うこと。
- ⑧ 飲料水の自動販売機を設置すること。
- ⑨ 書籍の購入、備品・消耗品については常に補充し、業務に支障のないよう措置すること。